

第1章 / めざすまちの姿

自治・協働・男女共同参画・平和・防災・防犯

多様なつながりで共に助け合い、 認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA



イチャリバチョーデーとユイマールの精神でおおらかなコミュニティを築きながら発展してきた本市は、個人や個性を尊重し、多様な生き方が認められる素地が整っています。挨拶から始まる交流が世代を超えてつながり、市民みんなが主役となり楽しく安全安心に暮らせるまちをめざします。

そのために、お互いが思いやりや譲り合いの気持ちであふれ、心と心が響きあい・紡ぎ合う協働によるまちづくりによって地域の力を高めていきます。小さな「わ」が大きな「WA」へとつながるように、自助、近助、共助、公助の役割を確認し、地域の人々と行政が対話を重ね、小学校区を対象としたまちづくりを進め、地域の課題解決に協働で取り組みます。防災・防犯に関する活動等を通して、地域が結束した誇り高いまちづくりを進めます。さらに、国内外との交流の輪を広げ、恒久平和を希求する市民の想いを未来へと発信します。男女が対等な立場で活躍することや性の多様性を認識しながら、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

未来への視点		
つながる力	稼ぐ力	ひきつける力

小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり

自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる	☆	○	○
市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる	☆	○	○

地域の力が重なる安全安心のまちづくり

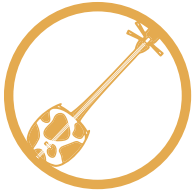
地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる	◎	○	◎
相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる	○	○	○
災害対応力の高いまちをつくる	☆	○	◎

交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり

平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる	◎	-	◎
国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる	○	-	◎

人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる	○	○	◎
-------------------------------------	---	---	---



政策

小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

施策1

自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる

施策概要

●協働によるまちづくりを推進するうえで、核となる自治会のさらなる活性化や校区まちづくり協議会を全市域に広げることで、地域の新しい

人のつながりを発見し、更なる地域コミュニティの活性化を図ります。

現状と課題

- 自治会では、主に親睦事業、環境美化活動、教育、防犯・防災活動、福祉活動を実施し、地域コミュニティの核として様々な事業を行っています。近年、自治会の加入率は低下傾向ではあるものの、子どもを対象とした「学事奨励事業」や高齢者を対象とした「地域見守り活動」に代表される自治会活動は、地域の親睦を深め、安全安心に生活できる環境づくりに寄与しています。
- 現在、核家族化や少子高齢化など、急激に変化する社会情勢のなか、地域コミュニティの希薄化が叫ばれています。本市では、この問題に対応するため、これまでの枠を超えた新たなコミュニティとして「校区まちづくり協議会」を展開しています。2016(平成28)年度に「小学校区コミュニティ基本方針」を策定し、「校区まちづくり協議会支援事業」を市の重要施策として展開し、将来的には市内全域で協議会が立ち上がり、活発な地域活動が広がっている姿を目指しています。
- 校区まちづくり協議会は、校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々が構成する団体が、

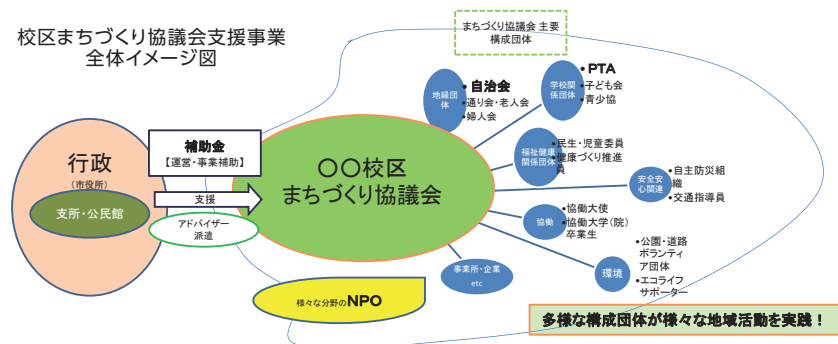
それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として自主的に設立しており、2017(平成29)年6月末現在、市内には6小学校区あります。各校区では、多様な地域の特色を活かし「学習支援事業」や「美化活動」などを実施しています。

- 自治会・校区まちづくり協議会等の地域コミュニティにおいては、新たな若い人材の発掘が必要とされています。
- NPO活動支援センターと協働大使活動支援センターを統合した「なは市民活動支援センター」を協働によるまちづくりの拠点となる「なは市民協働プラザ」内に設置し、NPOを含む全ての市民活動の支援を展開しています。
- まちづくり活動に携わる市民活動団体への支援体制の構築が検討課題です。

関連条例等

- ◆協働による那覇のまちづくりのために
- ◆いっぽすすんだ協働のための手引書
- ◆小学校区コミュニティ推進基本方針

校区まちづくり協議会支援事業全体イメージ図



街の人の声

小中学校区を単位とした人のつながりをつくっていく。

取組の柱と方針

1 自治会や校区まちづくり協議会などの活性化

- 校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々に構成する団体が、合意形成を図ったうえで、主体的に校区まちづくり協議会を設立する際に、当該協議会に対する助言等の支援を行います。
- 校区まちづくり協議会を全市域に広げていくために、協議会設立、運営及び活動に対しての支援、財政的支援(補助金の交付)、アドバイザーの派遣等、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた効果的な支援を継続します。さらに、小学校区ごとのカルテづくりを行い、地域の強みや特性等の実態を把握し、校区まちづくり協議会設立に向けたきめ細やかな支援を行います。
- 校区まちづくり協議会支援事業では、その活動状況を広報紙に掲載するなど、協議会設立の機運が地域で高まるよう、周知・広報に努めます。さらに、各協議会の役員等が一堂に会する意見交換会を年1回開催し、各協議会の取り組みや効果的な事例を共有する場を提供しています。これらの取り組みは、新規立ち上げを検討している方への情報提供や関係づくりの場にもなっていることから、今後も

このような自発的な組織結成のための仕組み作りに努めてまいります。

- 那覇市自治会長会連合会及び各自治会の活性化を支援します。
- 多様な団体で構成する校区まちづくり協議会の活動を促進することで、自治会等の団体の新しい人材の育成・発掘に努めます。

2 まちづくり団体の連携を促進する環境づくり

- なは市民活動支援センターを拠点に、市民活動団体間の連携を促進する環境づくりを進めます。
- 楽しくまちづくり活動を実践するための周知・広報に努めます。
- まちづくり活動に関する地域の情報を積極的に発信します。
- まちづくり活動を行う団体への人的・財政的支援を積極的に行います。
- 環境美化や自主防災組織等、地域で活動している団体に対する支援を継続します。
- 企業による地域貢献活動については、企業が地域づくり・まちづくりに積極的に参加することを促すよう、事例の周知・広報に努め、更なる促進を図ります。

取り組みの活動状況を見る指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)	265件 (2016年)	320件	370件
校区まちづくり協議会設立校区数(累計)	6校区 (2016年)	20校区	36校区
なは市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)	2,975件 (19,923人) (2016年)	4,500件 (30,000人)	6,000件 (40,000人)

用語解説

●協働によるまちづくり

市民、事業所、市民活動団体等の地域の構成員と行政が、それぞれ対等で主体的にまちづくりを担っていくという考え方です。協働とは、お互いのできることを持ち寄り、楽しみながらまちづくりに参加することです。

●那覇市民活動支援センター

市民による自主的で営利を目的としない、協働によるまちづくりのための社会貢献活動を行う拠点として「なは市民協働プラザ」内に設置している施設です。



小禄南小学校区まちづくり協議会準備会
ワークショップ



政策

小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり

未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

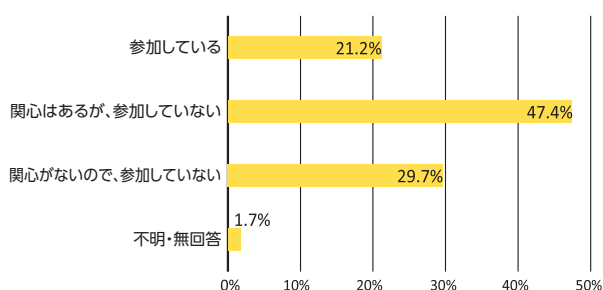
施策 2

市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる

施策概要

- 那覇市の市政・歴史・産業などを知ることで、地域の課題を認識し、地域活動の担い手として活動実践できる人材、地域でまちづくり活動のコーディネーターとして実践活動すること及び市の事業に提言・発信できる人材を育成します。
- 地域や分野ごとに協働によるまちづくりを実践している方に敬意を表し、今後も活動を継続していただくように「那覇市協働大使」を委嘱します。
- ボランティアの登録や人材データベースの登録を増やし、活動を促進します。

なは市まちづくりに関するアンケート(平成28年度)
市民活動、PTA活動などのまちづくり活動への、現在の参加状況



現状と課題

- なは市民協働大学・大学院の開催及び那覇市協働大使の委嘱をスタートして10年が経過し、多くの卒業生、協働大使の方々があります。しかし、その方々の実践活動等についての把握ができていない課題があります。
- 自治会・校区まちづくり協議会等の地域コミュニティにおいては、若い新しい人材の発掘が必要とされています。
- なは市まちづくりに関するアンケートでは、市民活動、PTA活動などのまちづくり活動に「関心はあるが参加していない」と5割近くの市民が回答しており、条件や状況によっては、まちづくり活動へ参加できる方がいます。
- 本市には、協働によるまちづくりやボランティア活動に関心や意欲が高く、実際に活動を実践

されている個人や市民団体が数多くいます。人材データベース事業は、まちづくり活動に携わり、ボランティア実践の場を求める団体等の方々と、その団体の活動を実践してほしいと要望する地域や、ボランティアを募集している団体等を「マッチング」するための新たな取り組みです。

●人材データベースの本稼働に向けては、効果的なボランティア情報の収集・伝達方法、個人情報情報の取扱いや集約した情報の適正管理が課題です。

関連条例等

- ◆協働による那覇のまちづくりのために

街の人の声 ボランティアに個人でも参加できる仕組みをつくる。

取組の柱と方針

1 地域で活躍する人材の育成と発掘

- なは市民協働大学・大学院を継続することで、まちづくりコーディネーターの養成等を行い、市民の意識の高揚を図ります。
- なは市民協働大学・大学院卒業生や那覇市協働大使に地域での活動状況や課題について聞き取りを行うことで現状を確認・分析し、地域で活動できる仕組みづくりについて検討します。

2 ボランティア活動の活性化

- 協働大使への情報提供に努め、ボランティア活動への積極的な参加を促すための取り組みを行います。
- 那覇市人材データバンクを設立し、なは市民協働大学・大学院の卒業生や那覇市協働大使、地域での実践活動を希望する方等が登録できる仕組みを構築し、登録をはたらきかけます。

実際の地域のさまざまな課題に対応することで、それぞれの活動できる範囲を広げ、市民力、地域力の向上を図ります。

- ボランティア活動をする市民が活躍できる場を増やします。
- ボランティアを求める情報とボランティアができる人の情報を幅広くひろいあげ、つなげるため、ボランティア情報のプラットフォームとしてホームページの充実を図ります。

3 市民が政策提言できるような自治の仕組みづくり

- 校区まちづくり協議会を全市に広げ、市民自ら地域の課題を見つけ、解決に向けて取り組んでいくなど、日常的に市政へのかかわりを深めていただき、自らの意見が市政に反映される仕組みづくりを目指します。

取り組みの活動状況をみる指標

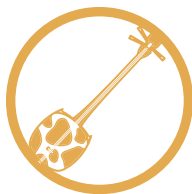
指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
なは市民協働大学・大学院卒業生数	319人 (2016年)	719人	1,119人
協働大使委嘱者数	867人 (2016年)	1,267人	1,667人
那覇市人材データバンク登録者数(累計)	9人 (2016年)	250人	470人
まちづくり活動に参加している市民の割合	30.9% (2016年)	36.9%	42.9%

用語解説

- なは市民協働大学
協働によるまちづくりを学び、受講生同士のつながりをつくることで、まちづくりに参加する市民が増えることを目的に開催しています。
- なは市民協働大学院
協働によるまちづくりについて、自身の地域や分野に活かすために各地での実例や高度な知識を学ぶこと、ならびに、自身の地域での自治を考え、実行できる人材の育成のために、なは市民協働大学の上級編として開催しています。
- 那覇市人材データバンク
地域で活動している方々やこれから活動してみたいという意欲のある方などの人材をつなぎ、地域の多様なニーズに対応する仕組みづくりを目指しています。
- まちづくりコーディネーター
まちづくりにおいては、さまざまな主体の参画があり、それぞれの考え方や意見を尊重し、つなげ、目標に向かって進むために、まとめていく役割を担う人材が必要になります。



なは市民協働大学院ワークショップ



政策

地域の力が重なる安全安心のまちづくり

未来への視点

つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

施策3

地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を 実感できるまちをつくる

施策概要

◎「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のもと、市民、事業者、警察、市が連携を強化しながら、「ちゅらさん運動」の推進と自主防犯組織による地域防犯パトロール活動や交通安全活動を積極

的に推進し、地域住民・組織による防犯及び交通安全に対する意識を高め、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

現状と課題

◎市内の犯罪認知件数は2008(平成20)年の5,351件から2015(平成27)年は2,923件へ減少しており、過去10年間の沖縄県内の刑法犯の認知件数は、2006(平成18)年の17,423件をピークに9年連続で減少、2014(平成26)年からは1万件以下となっています。更なる減少を図るためには、取り組みを継続・強化する必要があります。

◎市内の交通事故件数は2008(平成20)年の2,005件から2015(平成27)年は1,540件へ減少しています。しかしながら、交通事故に占める飲酒絡みの事故の構成率は全国に比べ依然高く、悪質な運転に起因する交通事故によって多くの尊い命が犠牲となっており、本市の交通事故情勢は依然として厳しい現状にあります。更なる交通事故件数の減少を図るためには、取り組みを継続・強化する必要があります。

関連条例等

- ◆那覇市安全で住みよいまちづくりに関する条例
- ◆那覇市交通安全対策会議条例
- ◆那覇市暴走行為及び暴走行為をあおる行為の防止に関する条例
- ◆那覇市暴力団排除条例

街の人の声

街灯が少なくて暗い。街灯を作ってほしい。

取組の柱と方針

1 犯罪のない安全安心なまちづくり活動の推進

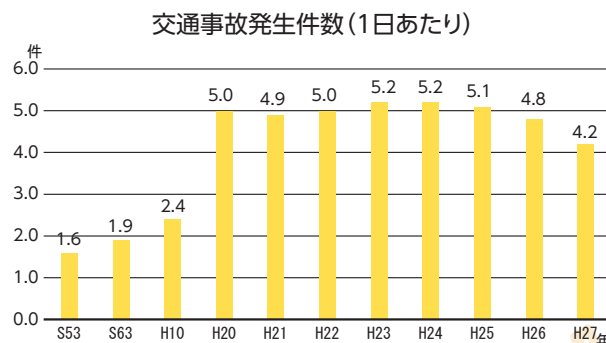
- 犯罪を未然に防止し、市民が安全に安心して暮らせる那覇市を実現していくため、市民、事業者、警察、市の連携を進めます。
- 「地域の安全は地域で守る」環境を醸成するため、県民総ぐるみで実施されている「ちゅらさん運動」など、市民が地域の防犯意識啓発活動に積極的に参加できるように、その推進を図ります。
- 自治会等へ保安灯の設置支援など、安全安心な地域づくりの支援をおこないます。
- 警察や防犯協会などの関係機関と連携しながら、地域の自主防犯組織の発足や防犯活動を積極的に支援していきます。
- 沖縄県警察本部、那覇・豊見城警察署及び那覇・豊見城地区防犯協会などの関係機関・団体と、防犯や交通安全に関する情報交換を積極的におこない、連携の強化を図ります。

2 交通事故防止運動の推進

- 市民へ交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故防止及び飲酒運転根絶運動を推進します。
- 那覇・豊見城警察署及び那覇・豊見城交通安全協会などの関係機関・団体と交通安全に関する情報交換を積極的に行うとともに、連携の強化を図ります。
- 小学生の登下校時の安全安心な環境を育むため、交通少年団の結成や地域の立哨、見守り活動を支援していきます。



登校時の立哨活動



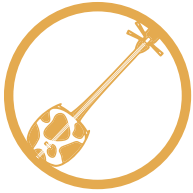
取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数	195 団体 (2016年)	200 団体	215 団体
交通指導員が2名以上配置されている小学校区数	25 校区 (2016年)	30 校区	36 校区

用語解説

●ちゅらさん運動

県民総ぐるみで犯罪のない安全で安心して暮らせる沖縄県を目指す運動で、平成16年4月、「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例（沖縄県）」の施行を機にスタートしました。



政策

地域の力が重なる安全安心のまちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

施策4

相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる

施策概要

●消費者が安全安心で豊かな生活を営めるよう消費生活に関する情報の提供及び賢い消費者育成のため消費者教育の充実に努め、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。また、消費生活相談体制の更なる充実及び消費生活センターの周知徹底に取り組みます。

●弁護士、司法書士、税理士、人権擁護委員、身上相談員等による法律、登記、多重債務、税務、人権、悩みごと相談等、市民の生活上の問題や個人的なトラブル等について、各種専門家のアドバイスを受けることができる環境の提供に取り組みます。

現状と課題

●高齢化が進行する中、65歳以上の消費生活相談件数は年々増加傾向にあります。今後も、健康食品や高齢者向けの様々な商品や新たなサービスが登場・増加していく一方で、高齢者を狙った健康食品等の送り付け商法・悪質商法も増加すると予想されます。判断能力が不十分な高齢者等、被害に遭いやすい消費者の被害防止と救済を図ることが求められています。

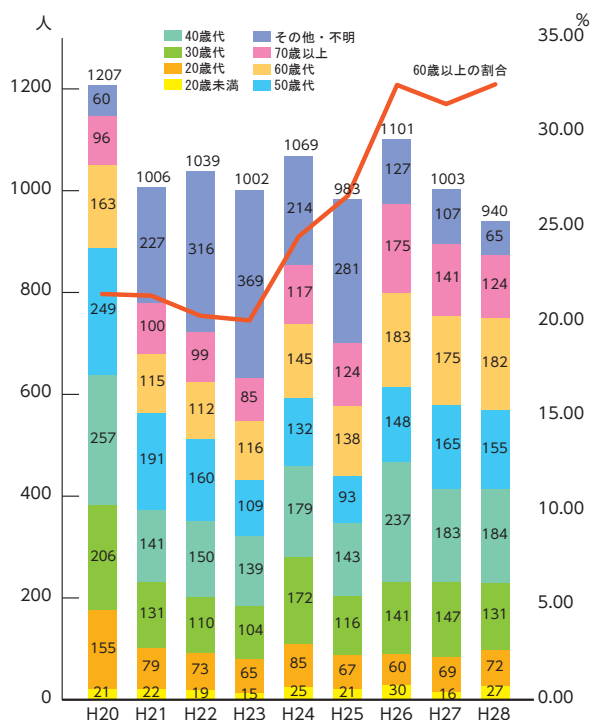
●情報技術の発達と情報通信機器・サービスの急速な普及により最近では若年層から高齢者まで幅広い世代で情報通信に関連する新たな消費者トラブルが次々と発生しています。インターネット通販による商品購入などでも内容は多岐にわたっており、消費者自身が消費生活に関する知識の習得、情報収集等に努め被害を認識し回避する能力を身につけなければなりません。そのためには学校、地域社会等でも消費者教育の推進についての理解及び協力を得ながら連携体制を構築する必要があります。

●法律相談を始め、定期的に登記、多重債務、税務、人権、悩みごと相談等を実施し、様々な市民の相談の対応しています。市民のニーズは高く、今後も継続する必要があります。

関連条例等

◆消費者基本計画

契約当事者の年齢別件数と60歳以上の割合



取組の柱と方針

1 消費者教育の充実

- 自立した消費者育成をめざし、教育機関・包括支援センター等と連携し、消費者教育の推進を図ります。
- 高齢者見守り対策として、消費者被害未然防止・拡大防止のため出前講座の活用について、各関係機関・地域等へ周知を図ります。
- 消費生活相談員を育成し消費生活相談体制の強化・充実を図ります。
- 情報通信技術の進展によりインターネット等に関する消費者被害防止のため、消費者自身が被害を回避できるよう消費者教育講座を対象別に開催し、必要な情報や知識を提供する

ことで意識啓発の充実を図ります。

2 各種相談体制の充実

- 法律、登記、多重債務、税務、人権、困りごとについて専門家による相談体制の充実を図ります。
- 人権侵害に関する相談窓口の充実とともに、それらの案内・周知を図ります。【再掲：施策番号8】

相談事業

相談名	相談内容	相談員	実施日時
市政相談	市の仕事についての要望、意見、苦情等の市政全般	市民生活安全課	月曜日～金曜日 午前8時半～午後5時15分
特別相談 (予約制)	法律相談	弁護士	月曜日～金曜日 午後2時～午後4時30分
	登記相談	司法書士	水曜日 午前10時～正午
	税金相談	税理士	毎月第2・4月曜日 午前10時～正午
	悩みごと	身上相談員	毎月第1木曜日 午前10時～正午
	人権困りごと 相談	人権擁護委員	毎月第2月曜日 午前10時～正午

取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
消費者教育に関する講演・研修会の開催回数	6回 (2016年)	11回	12回
消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合	18% (2016年)	19%	20%

用語解説

●消費者の権利

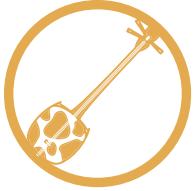
「消費者の権利」という概念は、1962年に米国のケネディ大統領が、「消費者の利益の保護に関する連邦会議の特別教書」において、「安全への権利」「情報を与えられる権利」「選択をする権利」「意見を聴かれる権利」の4つの権利を提示して以来、諸外国においても一般的なものとなっています。

●消費生活センター

消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情にかかる相談に応じ、又は、苦情の処理のためのあっせんを行うため、平成28年度に那覇市消費生活センターを設置しています。



消費生活出前講座の様子



未来への視点	
つながる力	☆
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

施策 5

災害対応力の高いまちをつくる

施策概要

- 市民、自治会、通り会、自主防災組織及び学校教育機関などに対する防災講話や被災者等の講演等を通して市民の防災意識及び知識の向上並びに災害伝承を図るとともに地域の防災に関する人材の育成に努めます。
- 民間事業者などと災害時応援協定の締結を推進するとともに平時からの防災訓練などを通して、災害時に迅速かつ円滑な連携が取れるような体制の構築に努めます。
- 武力攻撃、ミサイル発射及びテロなど不測の事態に備え、国等との連携により危機管理体制を強化します。
- 過去の大規模災害時の教訓を踏まえ、地域防災計画の改定を行い、併せて、関連する各種計画及びマニュアル等を整備します。
- 災害時における観光客(外国人観光客含む)の安全安心の確保に取り組みます。
- 住宅用火災警報器の普及促進に取り組みます。
- 消防力の整備指針に基づく施設、部隊等の整備をすすめ消防力の強化を図ります。

現状と課題

- 自助・共助の取り組みを広げ災害対応力を高めていくために、自治会などへの防災講話等を通して市民の防災意識及び知識の向上並びに災害伝承を図り、地域の防災に関する人材の育成に努めるとともに、災害時に行政では直ぐに対応することが難しい分野や、被災した際にニーズが高いと思われる分野における民間事業者等との応援協定を締結をする必要があります。
- 他国による武力攻撃やミサイル発射、新型インフルエンザの発生など市民の生命・身体・財産を著しく脅かす緊急事態に備え、危機管理体制をより一層強化する必要があります。
- 東日本大震災など大規模災害の教訓を踏まえた地域防災計画の改定を行うとともに、併せて、業務継続計画、受援計画、避難所運営マニュアル等各種計画を整備する必要があります。
- 災害時における観光客の安全安心に取り組むと共に、外国人観光客に対しては、多言語による災害情報発信体制の構築及び避難所等における避難者への支援体制を強化します。
- 一般住宅の住宅用火災警報器の設置率は那覇市53.2%・全国81.2%となっています。住宅火災における死傷者は、逃げ遅れによるものが多数発生しており、住宅用火災警報器の設置により被害を軽減することが出来ます。
- 都市構造の高層化大規模化や生活様式の変化・高齢化も伴い、災害は複雑・多様化の傾向にあり、消防活動はますます危険性困難性が増大し、より高度な消防活動技術の向上が要求されています。更に、地球温暖化等に起因すると言われている異常気象に伴い広域的大規模な自然災害が発生し、それらに対応できる消防体制の整備強化がもてめられております。
- 2016(平成28)年における119番通報受理件数は、29,703件となっており、台風やゲリラ豪雨の場合、短時間に数百件の通報を受理する場合があります。
- 増加する外国人観光客からの119番通報に対応するため多言語対応との連動や災害時要援護者(聴覚・言語機能障がい者等)からの119番通報支援やセキュリティに対応する必要があります。
- 多様化する災害に対応するため、隊員の知識や技術の向上を図ることを目的とした教育研修や資機材を充実させる必要があります。

関連条例等

- ◆那覇市地域防災計画 ◆那覇市火災予防条例
- ◆那覇市消防力整備計画 ◆那覇市国民保護計画

街の人の声

外国人観光客など、災害弱者への対応を強化して欲しい。

取組の柱と方針

1 自助、近助、共助による防災体制の強化

- 災害時に自助・共助による取り組みが機能し被害の拡大を防止することを目的とし、自治会等への防災講話等や地域住民が行う避難訓練を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域住民等の災害対応力を高めます。
- 災害時に行政では直ぐに対応が難しい分野や被災した際にニーズが高いと思われる分野の民間事業者等との協定締結推進を図るとともに、これまで締結をしてきた分野においても拡充を図ります。また、中長期的な避難を想定した避難所運営リーダー、メンタルカウンセラー等の確保に努めます。

2 住宅用火災警報器の普及促進

- 市内住宅における住宅用火災警報器の普及促進のため、各自治会を通じた広報活動やパンフレットを配布するとともに、一般住宅への個別訪問を実施します。

3 消防・救助体制の強化

- 多種多様化する災害対応や火災戦術などの研修を充実させるとともに、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる

向上を図ります。

- 消防力整備指針に基づく施設等を整備し、現場到着所要時間の短縮に努め、迅速かつ効果的な消防活動に取り組みます。

4 危機管理体制の強化

- 他国による武力攻撃、テロ、ミサイル発射や新型インフルエンザの発生など不測の事態に備えた避難訓練の実施、マニュアル等を整備し危機管理体制の強化を図ります。

5 各種防災に関する計画の整備

- 地域防災計画を改定し、併せて、性の多様性を尊重し関連する業務継続計画、受援計画、避難所運営マニュアル等各種計画を整備し防災体制の強化を図ります。

6 観光客(外国人観光客含む)の安全安心確保

- 災害時における観光客の安全安心を確保し、外国人観光客に対しては、多言語による災害情報発信体制の構築及び避難所等における避難者への支援体制を強化します。

取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
自治会等に対して実施する防災講話等の実施回数(単年度)	15回 (2016年)	20回	25回
災害時応援協定締結事業者数(累計)	158事業者 (2016年)	180事業者	200事業者
住宅用火災警報器の設置率	53.2% (2016年)	65%	80%

用語解説

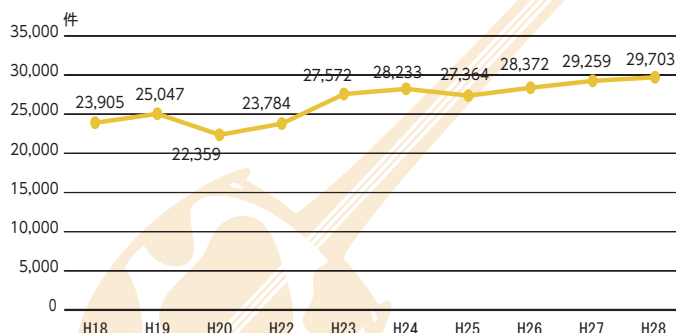
●自主防災組織

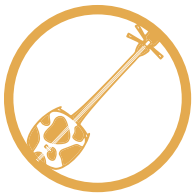
住民1人1人が「自分の命は自分で守る」、そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに立って、自主的に防災活動を行う組織のことをいいます。

●近助

共助よりも身近な地域で思いやりや譲り合いの心を基本にした自然に出てくる助け合いを指し、近年使われ始めた言葉で、人々をつなぐ絆への市民の願いが込められています。

119番通報受理件数





政策

交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	-
ひきつける力	◎

施策 6

平和を希求する想いを発信し、 平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる

施策概要

- 先の大戦における沖縄戦の経験を教訓に、恒久平和を希求する想いを内外に発信していきます。
- 本市に残された米軍の那覇港湾施設(那覇軍港)の返還、米軍の事件・事故に対する取り組みを進めていきます。
- 啓発機会や情報の提供を通して、「那覇市戦没者

追悼式)、「慰霊の日(6月23日)」、「十・十空襲」、「対馬丸事件」、「旧軍飛行場用地問題」、「奇跡の1マイル」、「十月十日に復活再現された那覇大綱挽」など、先の大戦や戦後処理問題、復興の歴史などの経験を継承し、平和を希求する市民の想いとして受け継いでいくことをめざします。

現状と課題

- 那覇港湾施設(那覇軍港)の返還については、2013(平成25)年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、代替施設への移設の返還条件が満たされ、必要な手続きの完了後、2028年度又はその後に返還可能とされています。
- 県全体の問題である米軍基地の整理縮小、米軍の事件・事故、日米地位協定の改定については、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会などを通し、要請活動を継続して行っています。
- 本市では、1986(昭和61)年に核兵器廃絶平和

都市宣言、1995(平成7)年那覇市平和宣言を行っています。

- 戦後処理問題の一つとされた旧軍飛行場用地問題の解決を図るため、特定地域特別振興事業を進めています。
- 戦後70有余年が経過し、戦禍の記憶とともに平和を希求する想いの風化が危惧されています。戦争体験者の高齢化が進むなか、沖縄戦の実相や平和の尊さを次の世代へどのように伝えていくかが課題となっています。



那覇市戦没者追悼式

取組の柱と方針

1 平和を希求する想いの発信

- 米軍の那覇港湾施設(那覇軍港)の返還、米軍の事件・事故に対する取り組みを進めていきます。
- 市政の基本的な理念として平和の希求を掲げ内外に発信します。
- 関係団体による平和・核廃絶を求める運動を支援していきます。
- 戦後80周年に向けて、関係機関と協力しながら準備をすすめます。
- 戦禍の記憶を風化させることがないよう、関係課及び関係機関と連携し、「那覇市戦没者追悼式」を実施します。また、式典において、児童生徒による平和のメッセージ朗読や児童合唱等を取り入れることで、恒久平和の願いを次世代につないでいきます。

2 県内外の都市・市内小中学校との連携による平和学習の推進

- 長崎などの平和発信都市の児童生徒との交流を通して、戦争や原爆の恐ろしさについて理

解を深め、平和の尊さを学ぶ機会を子どもたちに提供します。

- 市内小中学校と連携し、対馬丸記念館等の場を活用した平和学習の機会を創出します。

3 市民と協働した新たな平和学習事業の検討

- 那覇市の戦争資料の整理・展示を進めるとともに、市民団体などによる平和展への後援など、民間による平和関連事業への支援をおこないます。
- 沖縄戦の実相や平和の尊さを次の世代へ伝えていく平和学習事業の検討と充実をすすめます。

4 旧軍飛行場用地問題の解決

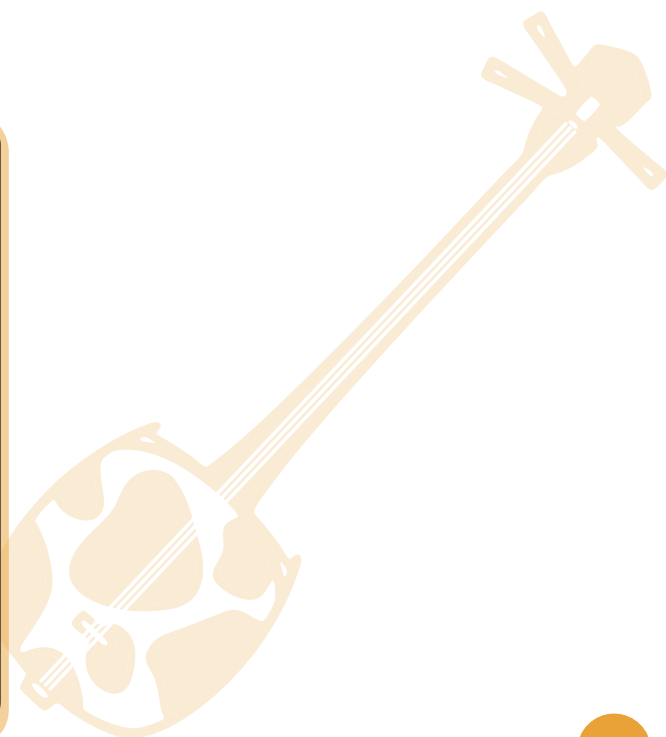
- 本市の旧軍飛行場用地問題の解決に向け、特定地域特別振興事業を活用し、旧地主の慰藉及び地域の振興・活性化に資する事業を実施します。

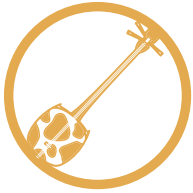
取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数	100人 (2016年)	120人	140人
平和事業の充実	3件 (2016年)	5件	10件

用語解説

- 十・十空襲、那覇大綱挽
1944(昭和19)年10月10日の空襲によって、旧那覇市内の9割が焼失しました。那覇大綱挽は、平和への願いを込め1971(昭和46)年10月10日に復活しました。
- 対馬丸事件
1944(昭和19)年8月21日に学童集団疎開の子どもたちをたくさん乗せ、那覇港を出港した対馬丸は、翌22日夜10時過ぎ、米潜水艦ボーフィン号の魚雷攻撃により海に沈められてしまいました。乗船者1788名のうち生存者は約2割でした。
- 奇跡の1マイル
那覇市の中心に位置する国際通りは、戦争後、県下でいち早く復興を遂げたこと、通りの長さがほぼ1マイルであることから、「奇跡の1マイル」とも呼ばれています。
- 青少年ピースフォーラム
全国の自治体が派遣する平和使節団の青少年と長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図る目的で長崎市で実施されています。





政策

未来への視点

つながる力	○
稼ぐ力	-
ひきつける力	◎

交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり

施策7

国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる

施策概要

- 歴史的なつながりのある姉妹・友好都市との友好交流のつながりを活かしながら、様々な分野での交流・協力関係を築き、幅広い国内外の交流を推進していきます。
- 次世代を担う青少年の国際感覚をもった人材育

成と、姉妹・友好都市との相互理解を深めるため、那覇市国際交流市民の会と連携しながら、交流の機会を提供し、今後ますます、つながりの「WA」が広がることを推進します。

現状と課題

- 本市は、地理的、歴史的に古くから関係の深かったハワイ Honolulu 市、ブラジルサンビセンテ市、中国福州市、宮崎県日南市、神奈川県川崎市と姉妹・友好都市提携をし、国内外との相互理解を深め、交流の輪を広げてきました。
- 課題として、交流の活発な都市と低迷している都市が混在する状況となっています。
- 今後は、交流の平準化を図るとともに姉妹・友好都市提携などの友好交流のつながりを活かしながら、様々な分野で交流・協力関係を構築す

る必要があります。
●那覇市の将来を担う青少年の国際交流への関心を高めるため、あらゆる機会を通して、国際交流のふれあい、つながりを担う人材育成を支援する必要があります。



伝統工芸体験の様子

街の人の声 多様な人と交流できる場、異文化交流できるイベントをたくさん催す。

取組の柱と方針

1 国内外の姉妹・友好都市との交流推進

- 姉妹・友好都市のホノルル市、サンビセンテ市、福州市、日南市、川崎市と友好な交流のつながりを活かしながら、幅広い交流を促進します。
- 次世代を担う青少年の国際感覚をもった人材育成につながる福州市友好都市交流(児童生徒交流祭)を継続して実施します。

2 海外のうちなーんちゅとの交流推進

- 海外移民の歴史や功績に敬意を表し、相互の理解、協調、友愛の精神を育み、強い信頼の輪となり、互いのネットワークづくりができるよう周年記念事業、世界のウチナーンチュ大会等の関連事業を実施します。

3 海外移住子弟研修生の受け入れ

- 本市の伝統文化、芸能等の体験や市内企業等での就業体験等を通して、市民との交流と移住国との友好親善のため、海外移住子弟研修生受入事業を実施します。



な一ふあんちゅ交流会



那覇福州児童生徒交流祭

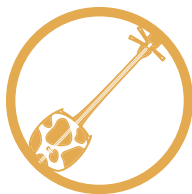
取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
那覇福州児童生徒交流祭における派遣児童生徒の延べ人数	140人 (2017年)	185人	215人
那覇市海外移住子弟研修生受入事業における研修生の延べ受入人数	33人 (2017年)	43人	53人

用語解説

●世界のウチナーンチュ大会

沖縄県の貴重な人的財産である世界各地の県系人の功績を称えとともに、ウチナーネットワークの確立と発展、次世代への継承を目的としています。1990(平成2)年に第1回大会が開催され、これまで6回開催されています。



政策

人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり

未来への視点

つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

施策 8

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる

施策概要

- 多様性を認め合い、人権が尊重され、心にゆとりを持った幸せな生活ができるように、啓発機会や情報提供、相談体制などを充実させていきます。
- 性別等にかかわらず、個人や個性が尊重され、一人ひとりが社会の対等な構成員として、多様

な生き方が認められ、自らの意志によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、政治的・経済的・社会的および文化的利益を等しく享受することができる社会の実現をめざします。

現状と課題

- 人権にかかる相談は、法務局で月曜～金曜に常設相談を行っていることもあり、相談の利用はあまりありませんが、各課の相談業務での人権擁護の充実とネットワークが求められています。
- 本市は、2008(平成20)年に第3次那覇市男女共同参画計画を策定し、あらゆる場面への男女共同参画を掲げ推進してきました。この間、なは女性センターを拠点として、男女共同参画推進事業を展開し、啓発事業や相談機能の充実を図り、本市の各種審議会・管理職への女性の登用を進めてきました。
- 2005(平成17)年4月に那覇市男女共同参画推進条例の施行、2015(平成27)年7月には全国で2番目となる「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(通称：レインボーなは宣言)を発表し、2016(平成28)年には「那覇市パートナーシップ登録」制度を開始しました。
- 性別による固定的な役割分担意識やそれに基づ

く慣習や制度、女性に対する暴力や性的マイノリティ(LGBT等)への差別・偏見等による人権侵害など、依然として根強く存在し、誰もが自らの意志であらゆる活動に参画でき、安心して暮らせる社会の構築には、なお多くの課題が残されています。

関連条例等

- ◆那覇市男女共同参画推進条例
- ◆那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)
- ◆那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画
- ◆「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)

街の人の声 個人、個性を尊重し多様な生き方ができるまちづくりの推進

取組の柱と方針

1 人権に関する意識の啓発

- 人権啓発講座や講演会などを通して、人権尊重の意識、性別等を含むセクシャリティに関する問題は人権問題だという意識啓発をすすめます。
- 学校教育等において、他人への思いやりやいじめなどの問題を考える機会の促進を図ります。

2 人権被害者に対する支援

- 人権侵害に関する相談窓口の充実とともに、それらの案内・周知を図ります。
- 沖縄県や関係機関と連携し、人権侵犯事例の把握、人権相談窓口の利用促進などの支援に取り組んでいきます。
- 相談者のプライバシー保護について相談場所の環境整備につとめ、相談に際しての不安の解消と利用しやすい相談機会の実現につなげます。

3 男女共同参画の啓発

- 政策や方針、計画の決定過程への女性の参画促進を図ります。
- 性別による固定的な役割分担、慣習などの見直しのための啓発活動を推進します。
- 誰もが自分に合った働き方を選択し、男女が対等なパートナーとして働くことによる社会

参画を推進するため、育児・介護支援のための啓発活動の促進を図ります。

- 地域活動への男女共同参画を促進するための啓発・支援をおこないます。

4 男女共同参画の推進体制の強化

- 「那覇市男女共同参画計画」に基づき、なは女性センター機能を維持しつつ、男女共同参画推進の拠点施設としての機能の充実・強化を図ります。
- 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」に基づく施策の効果検証、体制強化等、関係機関と連携して取り組みを推進します。
- 性別等にかかわらず、DV(ドメスティック・バイオレンス)や性暴力、虐待等の被害が相談できる体制づくりを推進します。

5 個人や個性を尊重し、多様な生き方(性)が認められる社会の実現に向けた、人権教育・啓発活動の推進

- 市全体(市民・事業者・教育者・行政)で、一人ひとりの個性、多様性を認め、誰もが安心して自己の意志であらゆる分野に参画できる社会の構築を目指し、慣習や固定観念の打破等へ向け、人権への理解を深めていく取り組みを協働で推進します。

取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
審議会等委員の女性登用率	37.9% (2015年)	39%	40%
なは女性センター講座の延べ受講者数	24,961人 (2016年)	28,560人	31,560人

用語解説

- 那覇市男女共同参画計画
男女がともに等しく自らの意思によってあらゆる分野に参画でき、様々な利益を等しく享受し、かつ共に責任を担う、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んでいます。
- なは女性センター
1990(平成8)年に女性の諸問題の解決や女性の地位向上を目的に開設され、性別等にかかわらず「一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会」、多様な性や生き方を尊重できる社会の実現をめざし活動を続けています。

